

(6)

終戦連絡事務局において、占領軍調達要求業務を担当した機構の遷移関係

RM'-0001

0183

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan

国立公文書館 アジア歴史資料センター

Japan Center for Asian Historical Records

National Archives of Japan

外務省

◎ 終戦連絡事務局において、占領軍の調遣要求業務を担当した機構の変遷一覧表

基準法令 昭和三十二年勅令第四九六号 昭和三十二年勅令第五〇号  
 存置期間 自昭和二十年八月二十六日 自昭和二十年十月一日  
 至 昭和二十三年九月三十日 至昭和二十三年一月三十一日

課名 第三部第三課 ↓ 第四部 (設置前) (庶務課) 第一課 ↓ 総務課  
 第二課 (設置後) ↓ 労務課  
 (設置前) 兼務課  
 第三課 ↓ 経理課  
 (設置後)

在(丁) 改正 (内は昭和二十一年二月十五日実施の分課規程による改正)  
 (最下は昭和二十二年六月十日実施の分課規程による改正)

23  
11

M1.2.0.1-1

文書課  
佐藤中務局長 敬信

別紙「大蔵省の依頼」による取  
調への対応を、出向員より記録し  
入札の取付は、取直しのことと  
なっております。よろしく  
二月八日 終戦連絡事務局  
佐藤

連絡調整中央事務局



◎修取連絡事務局に於いて古領軍の調達要求業務を担当し其機構の官制及び分課規程

修取連絡事務局官制(抄)

勅令第四百九十六号 昭和二十年八月二十六日公布

第四條 修取連絡事務局を第一部、第二部、第三部及第四部を置ク

各部ノ事務ノ分掌ハ外務大臣之ヲ定ム

修取連絡中央事務局分課規程(抄)

昭和二十年九月

第六條 第五部ニ於テハ經濟問題ニ關スル事務ヲ掌ル

第七條 第三部ニ第一課、第二課、第三課及第四課ヲ置ク

第三課ニ於テハ經理ニ關スル事務ヲ掌ル

一物資調達ヲ含ム

修取連絡事務局官制(抄)

外務

勅令第五百五十号 昭和二十年十月一日公布

第六條 中央事務局に總裁官房並ニ總務部、第一部、第二部、

第三部、第四部及第五部ヲ置ク

總裁官房及各部ノ事務ノ分掌ハ總裁之ヲ定ム

昭和二十一年三月十四日勅令第四百十号に於て第六條中傍点

箇所は下點括弧内ニ通シ改めらる

一政務部、經濟部、交通部、設管部及管理部

修取連絡中央事務局分課規程(抄)

昭和二十年十月一日施行

第十三條 第四部ニ於テハ設管及經理ニ關スル事務ヲ掌ル

第十三條 第四部ニ第一課、第二課及第三課ヲ置ク

第一課ニ於テハ一般事務及部内事務ノ綜合調整ニ關スル事務

ヲ掌ル

第三課ニ於テハ設管ニ關スル事務ヲ掌ル

外務省

第三條 於ては經理ニ關スル事務ヲ掌ル  
 昭和二十一年三月十五日施行の外國船積法ニ基キ「第四部」を「經營部」とシ「第一條」、「第三條」及び「第三條」を是れ  
 本條所屬ノ「經營部」及び經理課と改められた。  
 本條所屬本典等所屬分課規程（抄）

昭和二十二年六月十日改定

第十二條 經營部ニ於ては經營、勞務及び經理に關する事務  
 を掌ル

第十三條 經營部に總務課、勞務課、業務課及び經理課を置く  
 總務課に於ては全國經營に關する事務及び部内事務の統  
 合調整に關する事務を掌ル  
 勞務課に於ては運合軍に對する勞務の提供及び提供した  
 勞務の管理事務を掌ル  
 業務課に於ては東京都内經營に關する事務を掌ル

外務省

經理課に於ては經理に關する事務を掌ル

外務省





RM'-0001

0187

(昭和二〇年勅令第五五〇号の職員履任表)

部課長名	氏名	在職期間	備考
◎第四部長	西次長事務取扱 西山 勉	自昭和二〇年 一〇月二五日	
同	田中 榮一	自二〇年 一〇月二五日	
◎股長	田中 榮一	自 三月二五日	分課長に改
同	(欠員)	自 四月二六日	正、股長に
同	田中 耕一郎	自 六月二九日	
同	山次長事務取扱 山形 清	自 三月二四日	
同	三浦 文夫	自 五月二七日	
同		自 二月一〇日	

外務省

終戦連絡事務局において占領軍の調達要求業務担当部課長氏名一覧表

(昭和二〇年勅令第四九六号の職員履任表)

部課長名	氏名	在職期間	備考
第三部長	太田 三郎	自昭和二〇年 八月二六日	
第三部第三課長	寺岡 洪平	自 九月二五日	
		至 九月三〇日	

外務省

外交史料館

Diplomatic Archives of the Ministry of Foreign Affairs of Japan  
 国立公文書館 アジア歴史資料センター  
 Japan Center for Asian Historical Records  
 National Archives of Japan



設 管 部 長	小 沢 成 一	自昭和二十二年一月三十一日	外 務 省
◎第四部第一課長	寺 岡 洪 平	自昭和二十一年一月二十六日	
同	( 欠 員 )	自昭和二十二年一月二十六日	
◎第四部第二課長	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月四日	
同	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月四日	
◎第四部第三課長	藤 長 心 得	自昭和二十二年三月二十五日	
同	藤 長 心 得	自昭和二十二年六月十七日	
◎第四部第四課長	藤 長 心 得	自昭和二十二年六月十七日	
同	藤 長 心 得	自昭和二十二年十二月十七日	
◎第四部第五課長	藤 長 心 得	自昭和二十三年一月三十一日	

◎第四部第二課長	( 欠 員 )	自昭和二十二年一月三十一日	外 務 省
同	江 森 武 雄	自昭和二十二年一月三十一日	
◎第四部第三課長	江 森 武 雄	自昭和二十二年一月三十一日	
同	藤 長 心 得	自昭和二十二年一月三十一日	
◎第四部第四課長	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月十七日	
同	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月十七日	
◎第四部第五課長	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月十七日	
同	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月十七日	
◎第四部第六課長	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月十七日	
同	藤 長 心 得	自昭和二十二年二月十七日	

RM'-0001

0188





◎日録仮初定又は終職処理費を経理した  
終理地方事務局一覽表

地方事務局名	設置月日	外務省告示番号	備考
(関東地方)			
厚木	1902.11	10011	實際の業務開始は1902.11
立川	1902.11	10011	
横須賀	1902.11	10011	實際の業務開始は1902.11
館山	1902.11	10011	昭和九年十一月の外務省告示第九号をもって外務省告示
(北海道地方)			
札幌	1901.01	10011	道「1901.1」以降「北海 道」と改称「第三号」 付外務省告示第三号

外務省

◎第111号 第四部第三課長	(欠員)	自昭和二十年一月一日 至、二月二十八日	
◎第112号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年一月二十八日 至、二年三月二十五日	
◎第113号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年三月二十五日 至、二年七月二日	
◎第114号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第115号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第116号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第117号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第118号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第119号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第120号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第121号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第122号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第123号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第124号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第125号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第126号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第127号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第128号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第129号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	
◎第130号 第四部第三課長	山本一朗	自、二年七月二日 至、二年七月二日	

外務省



RM'-0001

0190

外務省

(一) 終戦連絡中央事務局政官部定員現員調 (昭二一、二、三現在)

職別	連絡官			在外職員			兼任連絡官			嘱託 借入員	計	備考
	一級	二級	三級	一級	二級	三級	一級	二級	三級			
政官部												
庶務課												
政官課												
経理課												
合計	1	1	0							1	1	

外務省

地方事務局名	設置月日	外務省告示番号	備考
(近畿地方)			
○京都	昭二一、二、三	同上日付第四号	
(九州地方)			
○佐世保	昭二一、二、三	昭二一、二、三付第八号	
○鹿屋	昭二一、二、三	昭二一、二、三付第十二号	昭二一、二、三止 (昭二一、二、三付外務省告示第十四号)
○福岡	昭二一、二、三	昭二一、二、三付第十三号	昭二一、二、三止 (昭二一、二、三付外務省告示第三十六号)
○熊本	昭二一、二、三	昭二一、二、三付第十二号	

(備考) 局名欄中○印のあるものは事務局で他は出張所である。



RM'-0001

0191

外務省

(昭二六六一〇現在)

(昭二六六一〇現在)

職別	設官部				職別
	總務課	業務課	経理課	合計	
連絡官	1			1	一級
在外職員	20	4		24	二級
	23	0		23	三級
		0			一級
兼任連絡官					二級
					三級
					一級
嘱託 傭人員	13			13	二級
	27			27	三級
	95			95	合計
備考					

注 ( ) 内は定員を示す

外務省

(昭二六六一〇現在)

(昭二六六一〇現在)

職別	設官部				職別
	總務課	業務課	経理課	合計	
連絡官	1			1	一級
在外職員	28	8		36	二級
	17			17	三級
					一級
兼任連絡官					二級
					三級
					一級
嘱託 傭人員	11			11	二級
	20			20	三級
	70			70	合計
備考					

注 ( ) 内は定員を示す